

**子ども・子育て支援制度における  
継続的な見える化に関する専門家会議**

**(第2回)**

令和5年12月5日(火)  
15時00分～17時00分  
於：オンライン開催

議事次第

1. 開会
  
2. 専門家、出席者の紹介
  
3. 議事
  - (1) 集計・分析の在り方について
  - (2) 報告・届出を求める経営情報等の項目・様式について
  - (3) 報告・届出の期限について
  - (4) その他
  
4. 閉会

〔配付資料〕

- |     |                              |
|-----|------------------------------|
| 資料1 | 専門家会議のスケジュールと議題(予定)          |
| 資料2 | 集計・分析で明らかにしたい事項、必要となる情報項目の整理 |
| 資料3 | グルーピングの考え方                   |
| 資料4 | 経営実態調査をベースとした項目・様式的设计        |
| 資料5 | 報告・届出から公表までの期間の設定            |

〔委員提出資料〕

経営情報の見える化に関する意見書(全国私立保育連盟 高谷俊英 委員)

# 専門家会議のスケジュールと議題（予定）

開催回	時期	議題（予定）	テーマ
第1回	令和5年11月14日	(1) 専門家会議の全体の流れについて (2) その他	キックオフ
第2回	令和5年12月5日	(1) 集計・分析の在り方について (2) 報告・届出を求める経営情報等の項目・様式について (3) 報告・届出の期限について (4) その他	データの収集 データの集計・分析
第3回	令和5年12月18日	グルーピングした集計・分析結果の公表の内容、様式、説明について <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 公表の目的の整理</li> <li>➢ 情報利用者とニーズの整理</li> <li>➢ 公表方法（内容、様式、説明等）の検討</li> <li>➢ 例外措置の有無、在り方の検討</li> </ul>	グルーピングした集計・分析結果の公表
第4回	令和6年1月下旬	個別の公表を求める施設・事業者の基本データ・モデル賃金等の内容、様式、説明について <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 公表の目的の整理</li> <li>➢ 情報利用者とニーズの整理</li> <li>➢ 公表方法（内容、様式、説明等）の検討</li> <li>➢ 例外措置の有無、在り方の検討</li> </ul>	個別の施設・事業者単位での公表
第5回	令和6年2月下旬	報告書（案）に関する協議	クロージング

# (参考) こども家庭審議会子ども・子育て支援等分科会における議論

11月21日に開催された上記の会議においては、当面の制度改正の方向性について、事務局からの報告の上で審議が行われた。保育所等の継続的な経営情報の見える化については、以下のようなやり取りがあった。

○徳倉委員（NPO法人ファザーリング・ジャパン理事）

保育事業者が現在の働き方の中で各種資料をどのように整えていくのか、保育をされる方が書類作成に時間を取られ、こどもに対応する質に影響が出ることを懸念している。**スピーディーにかつ取り組みやすい形をぜひ全国的に共有するべきではないか。**

○高谷委員（全国私立保育連盟常務理事）

見える化については、公的価格評価検討委員会において、処遇改善の結果が見える化すべきというところがスタートである。全国の産業平均給与との均衡をまず図り、早期に保育士処遇のイメージを回復しなければ、誰でも通園制度をはじめとする新しい取組のための人材確保が好転しない。**徐々にやるのではなくて思い切った処遇改善を早期に実施すべきではないか。**また、**事務負担軽減策について、いつ頃、どの場で検討されるのか。**

○手島委員（一般社団法人日本経済団体連合会人口問題委員会企画部会長）

例示された現場の保育士以外にも、**役員、管理職など、各施設の全ての職種の方の報酬水準を比較できるようにすべきではないか。****施設内での配分状況が適切に行われているのかチェックすることも、見える化の趣旨に資するものとする。**

○尾上委員（全日本私立幼稚園連合会副会長、福岡幼児学園理事長）

**法人類型ごと、施設類型ごとに会計基準が異なるため、利用者に誤解が生じないように注釈などを入れた上で公表すべきではないか。**

「ここdeサーチ」について、いまだに私学助成園、私立幼稚園が実はこのデータベースに載っていない市町村があるということをいろいろ地方からお聞きますので、**国から自治体に対して再度私学助成園も含めて登録をするように周知をお願いして欲しい。**

○本後課長（こども家庭庁）

現場の職員の負担軽減への配慮については、有識者会議の報告書の中でも明記をされているところ。11月から見える化の報告、集計、公表の方法について検討を始めたところであり、年度内をめどに方針を取りまとめる。また、法人ごとの会計基準の差にどう配慮するかについても検討していく。

「ここdeサーチ」の登録の対象には私学助成園も含まれており、引き続き周知は行っていきたい。

○渡邊（寛）委員（保育園を考える親の会代表）

**職員配置の状況について、保育士の勤続年数、その園で何年勤めているか、保育士歴何年の方が何人程度いるのかといった情報の公表についても検討すべきではないか。**

○本後課長（こども家庭庁）

公表の仕方、具体的内容につきましては、専門家の会合の中で議論を始めたところであり、在り方を検討していきたい。

# 継続的な見える化の目的の再確認

継続的な見える化のそれぞれの目的に照らして、データの収集、及び集計・分析の在り方を検討する必要がある。

## 主たる目的

- 幼児教育・保育に従事する保育士等の処遇改善や配置改善等の検証を踏まえた、公定価格の改善

## その他の目的

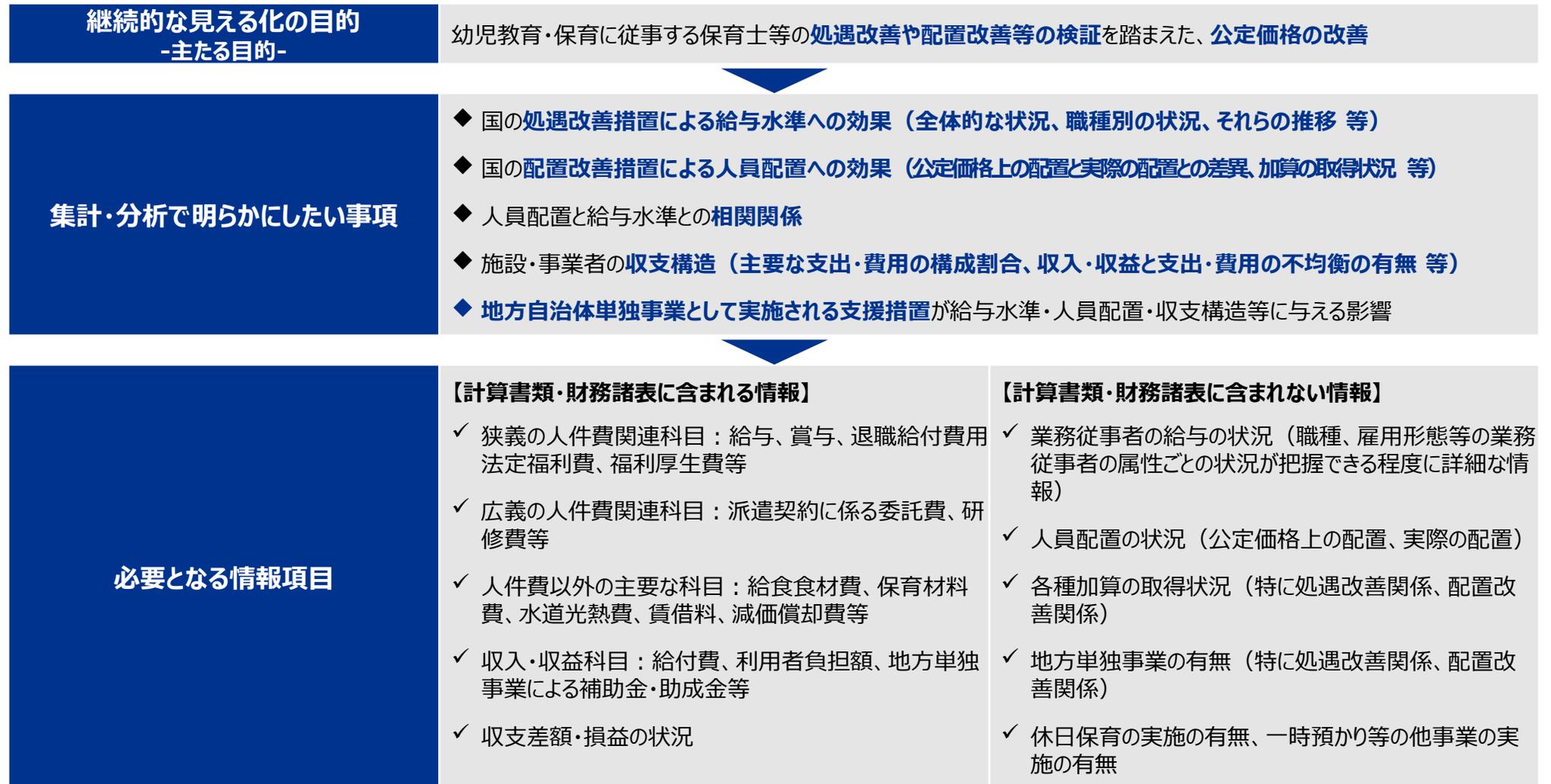
- 幼稚園・保育所・認定こども園等での幼児教育・保育が置かれている現状・実態に対する国民の正確な理解の促進
- 人口減少の進展、保育人材の不足、デジタル化の進展、物価・光熱水費の上昇等の社会情勢や経営環境の変化が施設・事業者の経営に与える影響を踏まえた的確な支援策の検討
- 幼稚園・保育所・認定こども園等の経営情報の分析を踏まえた幼児教育・保育政策の企画・立案

## 幅広い関係者にとっての波及的な効果

- 保護者や子育て家庭にとって、施設・事業者の比較・検証を可能とし、自身のニーズに適した子育て支援の選択を支援
- 保育士等の求職者にとって、施設・事業者の比較・検証を可能とし、職場の選択やキャリアの検討を支援
- 施設・事業者にとって、業界全体や同じようなカテゴリーの平均的な経営指標を参考とすることで、自ら行う経営分析・改善等を促進
- 研究者による学術研究や政策提言、民間の支援団体等による第三者的見地に基づく幼児教育・保育に資する施策の企画・立案・検証の活性化

# “主たる目的”に基づいた集計・分析の在り方の整理（案）

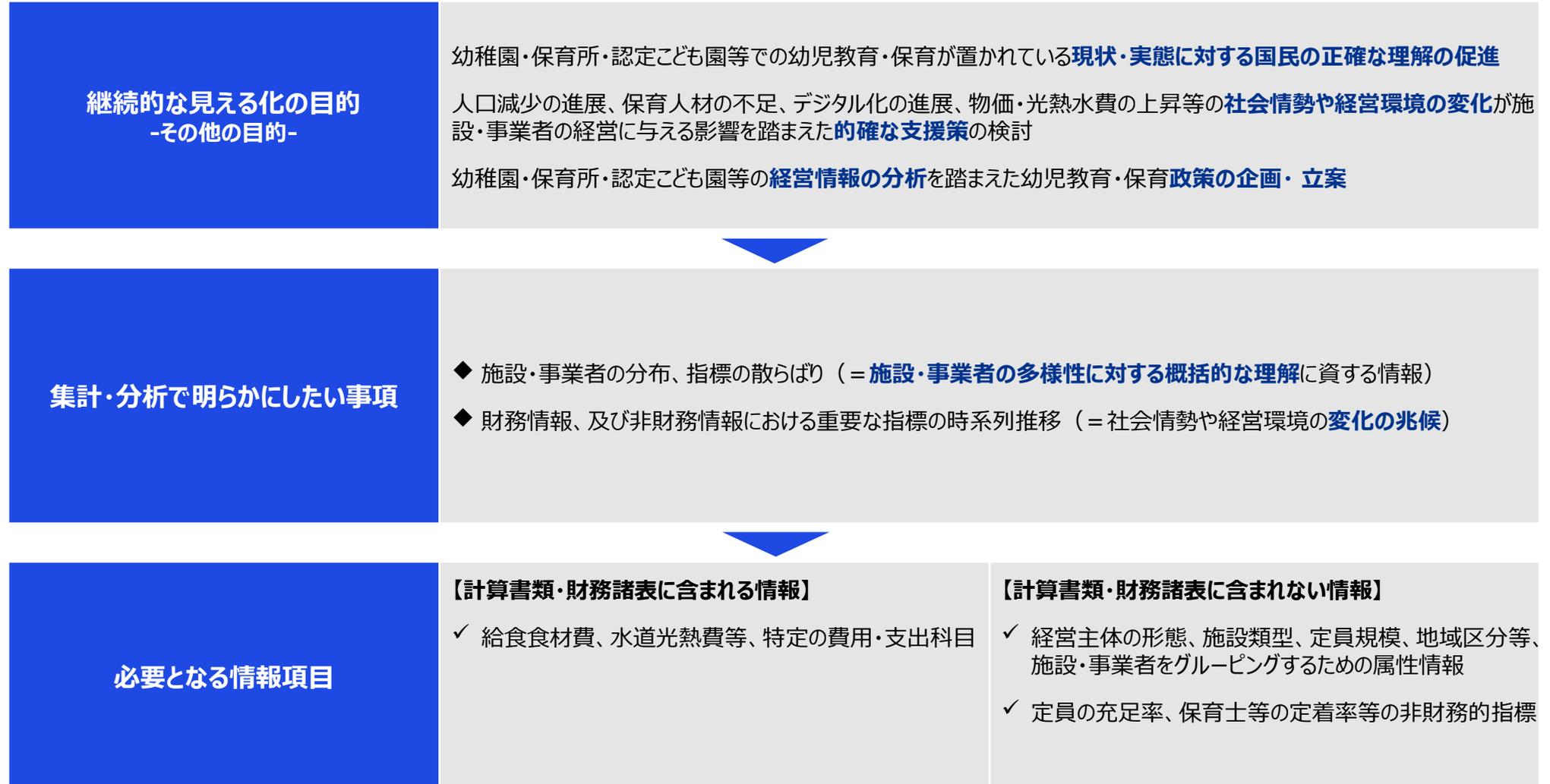
主たる目的に基づいた場合、集計・分析で明らかにしたい事項、必要となる情報項目について以下のような整理が考えられる。



# “その他の目的”に基づいた集計・分析の在り方の整理（案）

その他の目的に基づいた場合、集計・分析で明らかにしたい事項、必要となる情報項目について以下のような整理が考えられる。

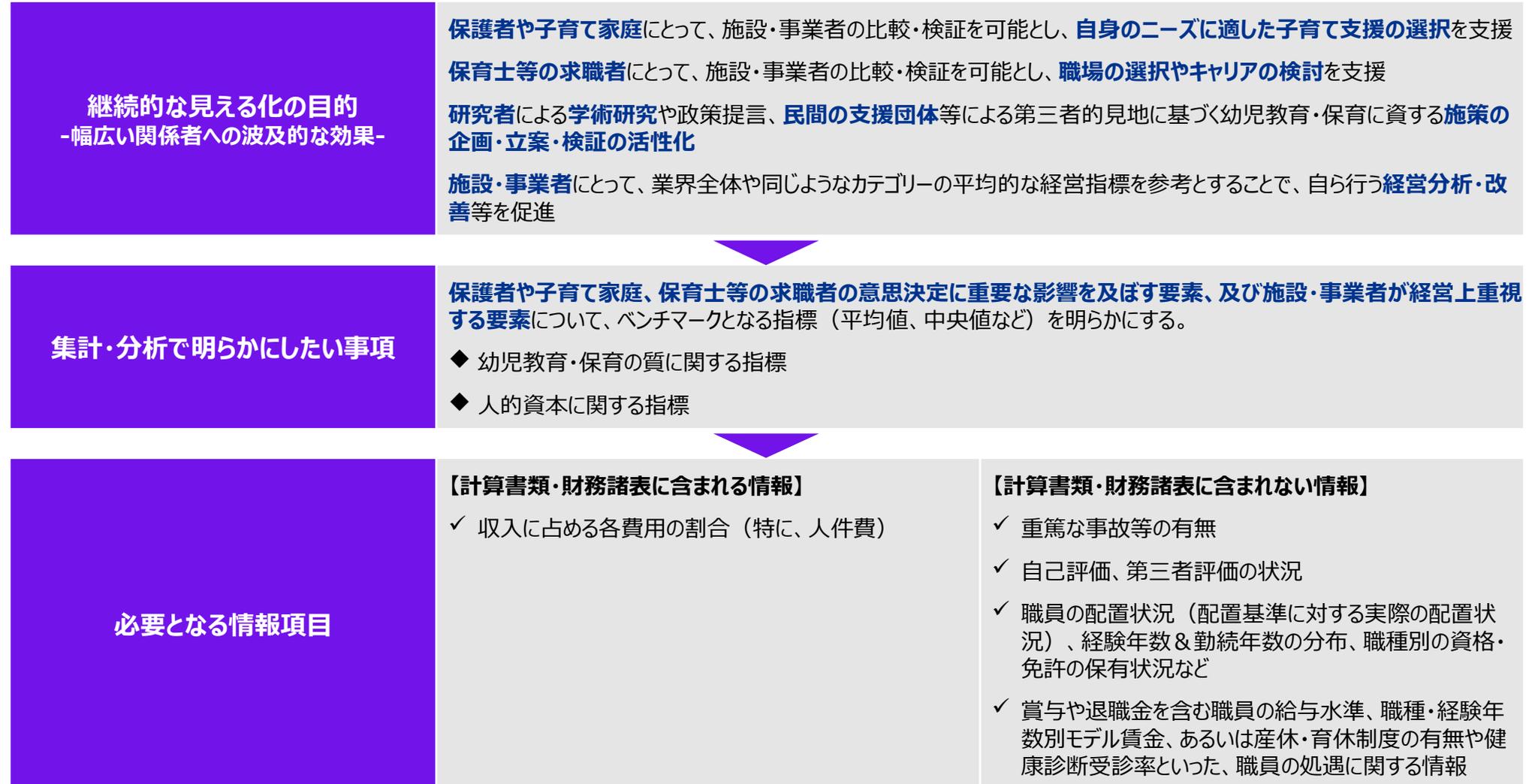
※主たる目的に基づく整理と共通する部分も多いと考えられるが、以下はその他の目的に特に関連性が高いと考えられる事項のみを記載。



# “波及的な効果”に基づいた集計・分析の在り方の整理（案）

幅広い関係者への波及的な効果を考えた場合、集計・分析で明らかにしたい事項、必要となる情報項目について以下のような整理が考えられる。

※主たる目的に基づく整理と共通する部分も多いと考えられるが、以下は波及的な効果に特に関連性が高いと考えられる事項のみを記載。



# グルーピングの必要性

## 子ども・子育て支援制度における継続的な見える化に関する有識者会議報告書（該当箇所抜粋）

- 継続的な見える化の目的に鑑みれば、行政機関において、公定価格の改善をはじめとする幼児教育・保育政策の検討に活用することに加えて、幼稚園・保育所・認定こども園等における幼児教育・保育の現状・実態に対する、**国民の正確な理解を促進することが求められており、情報利用者に誤解を与えない、分かりやすい形で情報を提示することが重要**である。
- 幼児教育・保育分野においては、幼稚園・保育所・認定こども園や小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育等、多様な施設・事業者の類型が存在し、また、それらを運営する経営主体の類型も多岐に及ぶ。また、それらの**事業運営や経営状況は、施設・事業者の類型や経営主体の違い、施設・事業者が所在する地域の地域区分設定や地方単独補助の有無等からも大きな影響を受けている**。
- このような状況においては、個別の施設・事業者の詳細な経営情報を公表したとしても、それらが幼児教育・保育の現状・実態を理解するのに役立つとは言えず、むしろ、**情報利用者側で各種の前提条件についての適切な理解がなされていない場合、個別の施設・事業者の詳細な経営情報を提示したとしても、その解釈において誤解が生じる可能性もある**。



多様な施設・事業者、多様な経営主体、多様な経営環境等が存在する、幼児教育・保育分野について、単純に全体を一つのまとまりとしてとらえることは実態・現状を適切に示すことにはつながらない。

# グルーピングの視点

収支構造に重要な影響を与える要素に着目した場合、以下のようなグルーピングの視点が考えられる。



施設類型

施設類型によって事業活動の内容は異なる。

(グルーピングの例)

<b>保育所</b>
法律：児童福祉法、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等
<b>幼稚園</b>
法律：学校教育法等
<b>認定こども園</b>
法律：児童福祉法、学校教育法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等
<b>地域型保育事業</b>
法律：子ども・子育て支援法

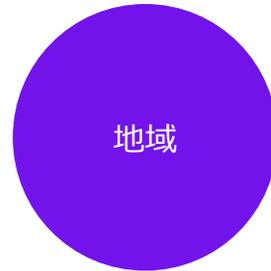


法人形態

法人形態によって採用される会計基準が異なり、組織運営のために必要な業務も異なる。

(グルーピングの例)

<b>社会福祉法人</b>
法律：社会福祉法 所管：厚生労働省、地方自治体
<b>学校法人</b>
法律：私立学校法、私立学校振興助成法 所管：文部科学省、地方自治体
<b>社団法人・財団法人</b>
法律：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 所管：（公益法人の場合）内閣府、地方自治体
<b>特定非営利法人</b>
法律：特定非営利活動促進法 所管：内閣府、地方自治体
<b>株式会社</b>
法律：会社法、金融商品取引法 所管：（上場企業の場合）内閣府・金融庁
<b>その他</b>
個人、宗教法人、医療法人等



地域

施設・事業者の所在地によって、子どものための教育・保育給付の水準は異なる。また、地方自治体単独事業の支援制度も収支構造に違いを生じさせる。

(グルーピングの例)

<ul style="list-style-type: none"> <li>適用される地域区分（20%～0%）</li> <li>地方単独措置（都道府県単位、市町村単位）の有無</li> </ul>
--



規模

個々の施設の規模、あるいは経営主体全体としての事業規模に応じて、例えば経理・総務等のバックオフィス機能に係る施設当たりの費用負担などが異なることが想定される。

(グルーピングの例)

<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の定員数を基準とした区分</li> <li>収入金額を基準とした区分</li> <li>法人の経営規模による区分（1法人1施設～全国展開する法人）</li> </ul>
---

# 経営実態調査をベースとした項目・様式的设计ー基本情報

経営実態調査の項目・様式を基礎とした場合、継続的な見える化の制度における経営情報等の項目・様式の対応は以下が想定される。

## 経営実態調査の調査項目

### 1. 施設・事業所の状況等 (施設・事業所全体の概要)

- (1) 開設年月
- (2) 経営主体
- (3) 施設・事業所の類型
- (4) 運営する他の教育・保育施設等の種類と数
- (5) 利用定員数・入所児童数（認定区分・年齢ごと）
- (6) その他（給食、清掃・洗濯、小学校接続、子育て支援、療育支援等の実施状況）

※(6)その他の事項は、調査実施時点における政策検討のための必要から追加されたものであり、継続的な把握を要する事項ではない。

## 継続的な見える化の制度での対応

- ✓ これらの情報は、“子ども・子育て支援法第58条”に基づき、既に施設・事業者から報告がなされ、「ここdeサーチ」で収集されている内容と重複する部分が多い。
- ✓ 施設・事業者の事務負担を考慮すれば、**現行制度と重複する情報については、新たな制度の枠組みにおいて改めての報告は求めない（既に収集されている情報を活用する）**という方向性が考えられる。
- ✓ 一方で、施設・事業者の基本的情報は、経営情報等の集計・分析におけるグルーピングにおいて重要な要素である。
- ✓ この点、**現行制度にて収集されるこれら情報と、新たな制度の枠組みで新たに収集される情報とが、有機的に統合され、継続的な見える化に活用されていくことが必要**である。
- ✓ このためには、特に以下の対応が重要と考えられる。
  - 現行制度（子ども・子育て支援法 第58条）に基づく、施設・事業者からの報告・更新の徹底。（情報の時点の統一）
  - 子ども・子育て支援情報公表システム「ここdeサーチ」を機能拡充（新たな制度の運用においては当該システムの活用を想定）

# (参考) 子ども・子育て支援法第58条に基づく情報の報告・公表 1/2

## 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）（抄）

### 第四款 教育・保育に関する情報の報告及び公表

第五十八条 特定教育・保育提供者は、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）の確認を受け、教育・保育の提供を開始しようとするときその他内閣府令で定めるときは、政令で定めるところにより、その提供する教育・保育に係る教育・保育情報（教育・保育の内容及び教育・保育を提供する施設又は事業者の運営状況に関する情報であつて、小学校就学前子どもに教育・保育を受けさせ、又は受けさせようとする小学校就学前子どもの保護者が適切かつ円滑に教育・保育を小学校就学前子どもに受けさせる機会を確保するために公表されることが必要なものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）を、教育・保育を提供する施設又は事業所の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けた後、内閣府令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。

3～6 （略）

7 都道府県知事は、小学校就学前子どもに教育・保育を受けさせ、又は受けさせようとする小学校就学前子どもの保護者が適切かつ円滑に教育・保育を小学校就学前子どもに受けさせる機会の確保に資するため、教育・保育の質及び教育・保育を担当する職員に関する情報（教育・保育情報に該当するものを除く。）であつて内閣府令で定めるものの提供を希望する特定教育・保育提供者から提供を受けた当該情報について、公表を行うよう配慮するものとする。

## 子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）（抄）

（法第五十八条第一項の内閣府令で定めるとき）

第四十九条 法第五十八条第一項の内閣府令で定めるときは、災害その他都道府県知事に対し報告を行うことができないことにつき正当な理由がある特定教育・保育提供者以外のものについて、都道府県知事が定めるときとする。

（法第五十八条第一項の内閣府令で定める情報）

第五十条 法第五十八条第一項の内閣府令で定める情報は、教育・保育の提供を開始しようとするときにあつては別表第一に掲げる項目に関するものとし、同項の内閣府令で定めるときにあつては別表第一及び別表第二に掲げる項目に関するものとする。

# (参考) 子ども・子育て支援法第58条に基づく情報の報告・公表 2/2

(前頁からの続き)

## 子ども・子育て支援法施行規則 別表第一・別表第二に掲げる項目

### 【別表第一】

一 施設又は事業所を運営する法人に関する事項	イ 法人の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先 ロ 法人の代表者の氏名及び職名 ハ 法人の設立年月日 ニ ホ 法人が教育・保育を提供し、又は提供しようとする施設等の所在地を管轄する都道府県の区域内に所在する当該法人が設置する教育・保育施設及び当該法人が行う地域型保育事業 ホ その他都道府県知事が必要と認める事項
二 当該報告に係る教育・保育を提供し、又は提供しようとする施設等に関する事項	イ 教育・保育施設又は地域型保育事業の種類 ロ 施設等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先 ハ 事業所番号 ニ ホ 施設等の管理者の氏名及び職名 ト 認定こども園、幼稚園、保育所又は地域型保育事業の認可又は認定を受けた年月日 ト 当該報告に係る事業の開始年月日又は開始予定年月日及び確認を受けた年月日 ト 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の規定により連携する特定教育・保育施設又は居宅訪問型保育連携施設の名称（特定地域型保育事業者に限る。）
三 施設等において教育・保育に従事する従業者に関する事項	イ 職種別の従業者の数 ロ 従業者の勤務形態、労働時間、従業者一人当たりの小学校就学前子どもの数等 ハ 従業者の教育・保育の業務に従事した経過年数等 ニ ホ 従業者の有する教育又は保育に係る免許、資格の状況 ホ その他都道府県知事が必要と認める事項
四 教育・保育等の内容に関する事項	イ 施設等の開所時間、利用定員、学級数その他の運営に関する方針 ロ 当該報告に係る教育・保育の内容等（特定教育・保育施設における保護者に対する子育ての支援の実施状況（幼稚園及び保育所については実施している場合に限る。）を含む。） ハ 当該報告に係る教育・保育の提供に係る居室面積、園舎面積、園庭の面積等（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号）附則第四条の規定により同令の規定を読み替えて適用する場合にあっては、その旨を含む。） ニ ホ 施設等の利用手続、選考基準その他の利用に関する事項 ト 利用者等（利用者又はその家族をいう。以下同じ。）からの苦情に対応する窓口等の状況 ト 当該報告に係る教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生したときの対応に関する事項 ト 施設等の教育・保育の提供内容に関する特色等 チ その他都道府県知事が必要と認める事項
五 当該報告に係る教育・保育を利用するに当たっての利用料等に関する事項	
六 その他都道府県知事が必要と認める事項	

### 【別表第二】

第一 教育・保育の提供開始時における利用者等に対する説明及び契約等に当たり利用者等の権利擁護等のために講じている措置	一イ 教育・保育の提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況 ロ 利用者等に対する利用者が負担する利用料等に関する説明の実施の状況 二 相談、苦情等の対応のための取組の状況
第二 教育・保育を提供する施設等の運営状況に関する事項	一 安全管理及び衛生管理のために講じている措置 二 情報の管理、個人情報保護等のための取組の状況 三 教育・保育の提供内容の改善の実施の状況
第三 都道府県知事が必要と認める事項	

# 経営実態調査をベースとした項目・様式的设计—職員配置・給与

経営実態調査の項目・様式を基礎とした場合、継続的な見える化の制度における経営情報等の項目・様式の対応は以下が想定される。

## 経営実態調査における調査項目

### 2. 職員配置

常勤/非常勤別に、公定価格基準、実際の配置（調査対象事業のみ）、実際の配置（調査対象事業以外も含む）の人数

- 1 園長（施設長）
- 2 副園長
- 3 教頭
- 4 主幹保育教諭（主幹教諭、主任保育士）
- 5 指導保育教諭（指導教諭）
- 6 保育教諭（教諭、保育士）等
- 7 調理員
- 8 栄養教諭・栄養士
- 9 看護師・准看護師
- 10 事務職員
- 11 教育・保育補助者
- 12 その他

### 3. 職員給与

- (1) 処遇改善に関する加算の取得状況
  - ① 処遇改善等加算Ⅰの取得状況
  - ② 処遇改善等加算Ⅱの取得状況
- (2) 職員給与の状況
  - ① 性別
  - ② 年齢
  - ③ 勤続年数
  - ④ 勤務形態
  - ⑤ 職種
  - ⑥ 勤務日数（1月あたり）/勤務時間（1日あたり）
  - ⑦ 決まって支給する給与
  - ⑧ 一時金（賞与、その他の臨時支給分等）

## 継続的な見える化の制度での対応

- ✓ 職員配置について、**公定価格での配置と実際の配置の差異**は、配置改善の検証にとって重要な情報となるため、新たな制度においても報告を求めていく。
- ✓ さらに、配置改善措置の効果の分析のためには、**配置改善に関わる各種加算の取得状況**も把握しておく必要があるのではないか。
- ✓ 職員給与に係る情報については、処遇改善等加算に係る事務手続（実績報告書等）にて、既に施設・事業者から報告がなされている内容と重複する部分が多い。
- ✓ **新たな制度において求める職員給与に関する情報項目・様式**を、**処遇改善等加算に係る事務手続と兼ねる設計**とすることができれば、施設・事業者の事務負担の軽減に寄与するものと考えられる。
- ✓ 配置職員の属性について、経営実態調査では**“勤務形態”、“職種”、“性別”、“年齢”、“勤続年数”、“勤務日数（時間）”**などが考慮されているが、**資格の有無や種別**など、新たな属性情報の追加も含め、情報の取捨選択が必要となる。
- ✓ これらの情報は施設監査等の際に整理されていると考えられるが、新たに入力を求めることによる、**追加の事務負担にも留意**する必要がある。

# (参考) 処遇改善等加算に係る賃金改善実績報告書 1/2

以下、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について（令和5年6月7日付け通知）」における「別紙様式」について、情報項目を抽出して記載。

## 賃金改善実績報告書（処遇改善等加算Ⅰ）

### 様式6別添1 賃金改善明細（職員別表）

※現に勤務している職員全員について職員別に記載

1. 職員名
2. 改善実施有無
3. 職種
4. 経験年数
5. 常勤・非常勤の別
6. 常勤換算値
7. 法人役員との兼務
8. 起点賃金水準
  - 基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金
    - 基本給
    - 手当
    - 賞与（一時金）
  - 人件費の改定状況部分
9. 加算当年度内の賃金改善実施期間における支払賃金
  - 基本給
  - 手当
  - 賞与（一時金）
10. 加算前年度の加算残額に係る支払賃金
11. 加算Ⅱの新規事由による賃金改善額
12. 加算Ⅲによる賃金改善額
13. 賃金改善実績額

## 賃金改善実績報告書（処遇改善等加算Ⅱ）

### 様式7別添1 内訳書

「副主任保育士等に係る賃金改善について（内訳）」、別添「職務分野別リーダー等に係る賃金改善について（内訳）」

※職名・職種・改善した給与項目、算出方法が同じ場合にはまとめて記載

1. 職名
2. 職種
3. 改善した給与項目
4. 処遇改善等加算Ⅱによる賃金改善額
  - <算出方法>○○○円×□月×△人＝●●●●円
  - うち基準翌年度から加算当年度における賃金改善分
  - <算出方法>○○○円×□月×△人＝●●●●円

# (参考) 処遇改善等加算に係る賃金改善実績報告書 2/2

以下、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について（令和5年6月7日付け通知）」における「別紙様式」について、情報項目を抽出して記載。

## 賃金改善実績報告書（処遇改善等加算Ⅲ）

### 様式10別添1 賃金改善明細書（職員別）

※現に勤務している職員全員について職員別に記載

1. 職員名
2. 職種
3. 常勤・非常勤の別
4. 常勤換算値
5. 加算Ⅲによる賃金改善額
  - 基本給及び決まって毎月支払う手当
  - その他
6. 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分
7. 賃金改善月額

# 経営実態調査をベースとした項目・様式的设计ー収入（収益）

経営実態調査の項目・様式を基礎とした場合、継続的な見える化の制度における経営情報等の項目・様式の対応は以下が想定される。

## 経営実態調査における調査項目

### 4. 収支の状況 ※私立のみ記載

#### (1) 事業活動収入・事業収入（収益）

- 事業活動収入・事業収入（収益）の科目区分については、「学校法人会計基準（様式1）」及び「社会福祉法人会計基準（様式2）」に基づく**2種類の様式**が設けられている。
- 基本的に、**施設類型に応じて**使用する様式が異なる（認定こども園のみ経営主体の形態の違いにも配慮）。
- 科目構成はそれぞれの**会計基準にて示される勘定科目を基本**としている。
- **企業会計に基づく様式は設けられていない。**

## 継続的な見える化の制度での対応

- ✓ 財務データについては経営主体が採用する会計基準によって形式が異なる。このため、**経営主体の形態に応じた報告様式**を設定することが、情報の信頼性、施設・事業者の負担の双方の観点から有効な対応と考えられる。この点、**企業会計に基づく様式を設ける**ことを検討する。
- ✓ **企業会計では、施設・事業者ごとの計算書類の作成は求められていないが、多くの自治体においては、社会福祉法人会計基準に準じる形で施設・事業所ごとの計算書類の作成**を求められている実態がある。
- ✓ そのため、新たな制度において、**社会福祉法人会計基準に準じた様式による報告**を求めたとしても、**大きな業務負担の追加にはならない**のではないか。
- ✓ いずれの様式においても、**収入（収益）の主要な内訳項目**が把握できるような設計とする。特に、以下の項目は重要と考えられる。
  - 給付費
  - 利用者負担額
  - 地方単独事業による補助金・助成金
- ✓ 一方、**施設・事業者の処理方法によって金額水準に大きな差異が生じ得る項目については、集計・分析、公表を行う際には十分な配慮**が必要である。
  - 地方単独事業による補助金・助成金（給付費と明確に区別していない、もしくは区別できないケース）
  - 受取利息、受取配当金（貸付金、有価証券について、個別施設に紐づけて計上していないケース）

		経営主体			
		学校法人	社会福祉法人	株式会社	その他
施設類型	幼稚園(新制度園)	様式1			
	保育所	様式2			
	認定こども園	様式1	様式2		
	地域型保育事業所	様式2			

# (参考) 経営実態調査 収入 (収益) の様式

## 経営実態調査における様式

様式1 学校法人会計基準

科 目	
教育活動収入	1 学生生徒等納付金
	(1) 基本保育料
	(2) 特定保育料
	(3) その他納付金
	2 手数料
	3 寄付金
	4 経常費等補助金
	(1) 施設型給付費 (特例施設型給付費を含む)
	(2) 地域子ども・子育て支援事業 (一時預かり事業等)
	うち、地域子育て支援拠点事業
	うち、一時預かり事業 (幼稚園型)
	うち、一時預かり事業 (一般型)
	(3) 幼稚園特別支援教育経費 (私学助成)
(4) 預かり保育推進事業 (私学助成)	
(5) 幼稚園の子育て支援活動の推進 (私学助成)	
(6) 地方単独事業に係る補助金	
(7) その他補助金	
教育活動収入 (続き)	5 付随事業収入
	6 雑収入
	7 教育活動収入計
教育活動外収入	8 受取利息・配当金
	9 その他の教育活動外収入
特別収入	10 教育活動外収入計
	11 資産売却差額
	12 その他の特別収入
	うち、借入金利息補助金収入
	13 特別収入計
	14 事業活動収入計

様式2 社会福祉法人会計基準

科 目	
I 事業活動収入 (収益)	1 保育事業収益
	(1) 施設型給付費収益 (特例施設型給付費収益を含む)
	ア 施設型給付費収益
	イ 利用者負担金収益
	(2) 委託費収益
	(3) 利用者等利用料収益
	(4) 私的契約利用料収益
	(5) その他の事業収益 (補助金収入・受託事業収入)
	ア 地域子ども・子育て支援事業
	イ 地方単独事業に係る補助事業
	ウ その他補助金
	2 児童福祉事業収益
	3 経常経費寄附金収益
4 その他の収益 (1～3に該当しないもの)	
II 事業活動外増減による収益	うち、借入金利息補助金収入
	うち、受取利息配当金収入
III 特別増減による収益	
	収益計 (I～IIIの合計)

# 経営実態調査をベースとした項目・様式的设计—支出（費用）

## 経営実態調査における調査項目

### 4. 収支の状況 ※私立のみ記載

#### (2) 事業活動支出・事業支出（費用）

- 事業活動支出・事業支出（費用）の科目区分については、「学校法人会計基準（様式1）」、「社会福祉法人会計基準（様式2）」及び「企業会計基準（様式3）」に基づく**3種類の様式**が設けられている。
- 基本的に、**経営主体の形態に応じて**使用する様式が異なる（幼稚園の場合のみ経営主体の形態を問わず単一の様式）。
- **その他の法人については**、「社会福祉法人会計基準（様式2）」に基づく様式を使用することとされている。
- 様式1、2における科目構成はそれぞれの**会計基準にて示される勘定科目を基本**としているが、科目によっては**さらに特定の内訳金額の記載（委託費など）**を求めている。
- 様式3については**純粋な企業会計の枠組みとはなっていない（社会福祉法人会計の枠組みを考慮した構成）**

		経営主体			
		学校法人	社会福祉法人	株式会社	その他
施設類型	幼稚園(新制度園)	様式1			
	保育所	様式1	様式2	様式3	様式2
	認定こども園	様式1	様式2	様式3	様式2
	地域型保育事業所	様式1	様式2	様式3	様式2

## 継続的な見える化の制度での対応

- ✓ 経営主体の採用する会計基準の違いに配慮し、経営実態調査と同様、**主要な経営主体である学校法人、社会福祉法人、株式会社に対応した3つの様式**を設ける。
- ✓ 企業会計では、本来、費用について事務費と事業費の区分は求められていない。一方、認可保育所等、給付費の用途制限のある施設では、行政庁の求めに応じて社会福祉法人会計に準じて事務費と事業費を区分していることが想定される。このため、経営実態調査同様、**企業会計基準の様式においても事務費と事業費の区分**を求めることとする。ただし、事務負担軽減（区分を求めたとしても正確性が担保されない可能性）の観点から認可保育所等以外の地域型保育事業においてはこれらの区分を求めないとする対応も検討すべきと考えられる。
- ✓ いずれの様式においても、**主要な内訳項目**が把握できるような設計とする。特に、以下の項目は重要と考えられる。
  - ・ 狭義の人件費関連科目：給与、賞与、退職給付費用、法定福利費、福利厚生費等
  - ・ 広義の人件費関連科目：派遣契約に係る委託費、研修費等
  - ・ 人件費以外の主要な科目：給食食材費、水道光熱費、賃借料、減価償却費等
- ✓ 現行の経営実態調査において個別掲記が求められていないものの、**今後把握する必要性が高まると思われる項目については、任意での内訳表示を求める方法**も考えられる（例えば、業務委託費、あるいは手数料の内訳としてICTに係る費用などの入力欄を設けるなど）
- ✓ 一方、**施設・事業者の処理方法によって金額水準に大きな差異が生じ得る項目（特に株式会社）については、集計・分析、公表を行う際には十分な配慮**が必要である。
  - ・ 法人本部に帰属する経費
  - ・ 支払利息
  - ・ 法人税、住民税及び事業税等

# (参考) 経営実態調査 支出 (費用) の様式 1/2

## 経営実態調査における様式

様式1 学校法人会計基準

科 目	
教育活動支出	1 人件費
	ア 教員人件費
	イ 職員人件費
	ウ 役員報酬
	エ 退職給与引当金繰入額
	オ 退職金
	カ その他の人件費
	2 教育研究経費 (ア～ケの合計)
	ア 消耗品費
	イ 光熱水費
	ウ 旅費交通費
	エ 奨学費
	オ 賃借料
	カ 報酬・委託・手数料
① うち給食委託費	
② うち派遣委託費	
キ 公租公課	
ク 減価償却額	
ケ その他	
教育活動支出 (続き)	3 管理経費 (ア～ケの合計)
	ア 消耗品費
	イ 光熱水費
	ウ 旅費交通費
	エ 賃借料
	オ 報酬・委託・手数料
	① うち給食委託費
	② うち派遣委託費
	カ 公租公課
	キ 減価償却額
	ク 補助活動支出
	ケ その他
	4 徴収不能額等
	5 教育活動支出計
6 借入金等利息	
7 その他の教育活動外支出	
8 教育活動外支出計	
9 資産処分差額	
10 その他の特別支出	
11 特別支出計	
12 事業活動支出計	
13 基本金組入額 (計上している場合、- (マイナス表記) を付して記入)	
14 法人本部に帰属する経費 (上記に計上している費用以外に限る)	

様式2 社会福祉法人会計基準

科 目	
IV サービス活動増減の部 (費用)	1 人件費
	うち 退職給付費用
	うち 派遣職員費
	2 事業費 (ア～クの合計)
	ア 給食費
	イ 保健衛生費
	ウ 保育材料費
	エ 水道光熱費
	オ 燃料費
	カ 消耗器具備品費
	キ 賃借料
	ク その他の経費
	3 事務費 (ア～ソの合計)
	ア 福利厚生費
イ 旅費交通費	
ウ 研修研究費	
エ 事務消耗品費	
オ 印刷製本費	
カ 水道光熱費	
キ 燃料費	
ク 修繕費	
ケ 通信運搬費	
コ 業務委託費	
① 給食委託費	
② その他の委託費 (①に該当しないもの)	
サ 保険料	
シ 賃借料	
サービス活動増減の部 (費用)	ス 土地・建物賃借料
	① 土地賃借料
	② 建物賃借料
	セ 租税公課
	ソ その他の経費
	4 減価償却費
	5 国庫補助金等特別積立金取崩額
	6 徴収不能額
7 徴収不能引当金繰入	
8 その他の費用 (1～7に該当しないもの)	
サービス活動費用計 (1～8の合計)	
V サービス活動外増減による費用	
うち、支払利息	
VI 特別増減による費用	
うち、法人本部に帰属する経費：役員報酬等	

# (参考) 経営実態調査 支出 (費用) の様式 2/2

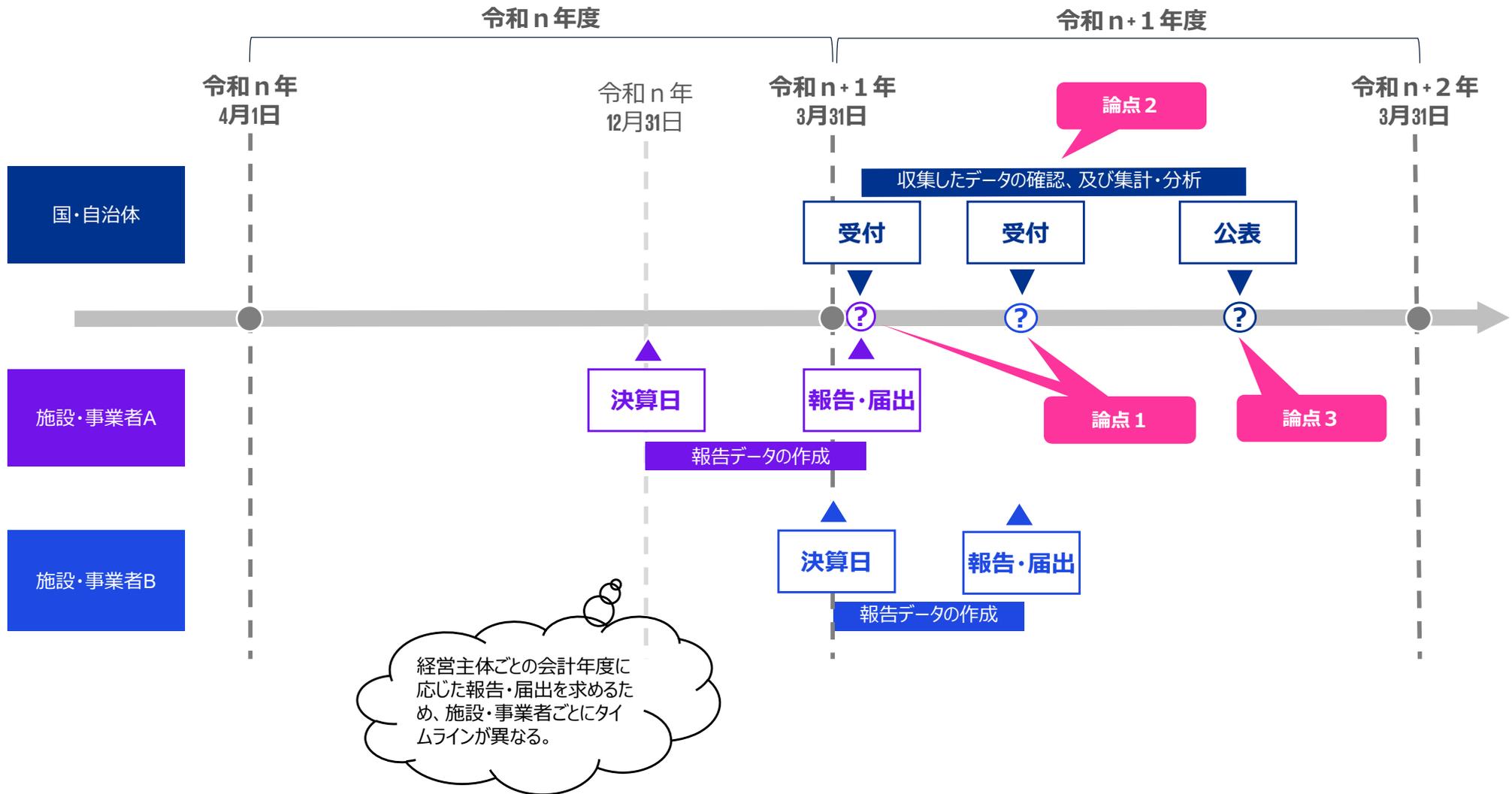
## 経営実態調査における様式

様式3 企業会計基準

科 目	
IV 売上 原価	1 人件費
	うち 役員報酬
	うち 退職金又は退職共済掛金
	2 経費 (事務費に係るもの) (ア～セの合計)
	ア 福利厚生費
	イ 旅費交通費
	ウ 研修費
	エ 消耗品費
	オ 印刷製本費
	カ 光熱水費
	キ 車輛費
	ク 修繕費
	ケ 通信運搬費
	コ 委託費
	① 派遣委託費
	② 給食委託費
	③ その他の委託費 (①、②に該当しないもの)
	サ 保険料
	シ 賃借料
	① 土地
	② 建物及び建物付属設備
	③ 設備器械
	④ その他の賃借料 (①～③に該当しないもの)
	ス 租税公課
	セ その他の経費 (ア～スに該当しないもの)

科 目	
IV 売上 原価	3 経費 (事業費に係るもの) (ア～オの合計)
	ア 消耗品費
	① 給食費
	② 保健衛生費
	③ 保育材料費
	④ その他 (①～③に該当しないもの)
	イ 光熱水費
	ウ 車輛費
	エ 賃借料
	オ その他の経費 (ア～エに該当しないもの)
	4 減価償却費
	5 その他の売上原価 (1～4に該当しないもの)
	売上原価計 (1～5の合計)
	V 本部経費配賦額 (事業所において負担している本部経費)
	VI 営業外費用
	1 支払利息
	2 徴収不能額
3 その他の営業外費用 (1、2に該当しないもの)	
VII 特別損失	
VIII 法人税、住民税及び事業税	

# 報告・届出から公表までのマイルストーン



# 期限設定において検討すべき事項

論点	想定される対応
決算日から報告・届出までどの程度の期間を設けるべきか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 学校法人は会計年度終了後2カ月以内（私立学校法47条）、社会福祉法人については同3か月以内（社会福祉法第45条の27）、株式会社においても株主総会の開催時期に応じて3か月以内に計算書類を作成することが一般的である。</li> <li>✓ 報告・届出を求める経営情報等（財務情報及び非財務情報）の準備や内容の精査に係る期間を考慮し、<b>会計年度終了後4か月以内</b>を期限とすることが妥当な範囲と考えられる。</li> </ul>
集計・分析の対象とする報告・届出データの期間をどのように設定すべきか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 経営主体ごとの会計年度に応じた報告・届出を求めることから、年間を通じて施設・事業者から報告・届出がなされるため、集計・分析にあたってはその対象となるデータの期間を区切る必要がある。 <b>決算日の属する期間で集計・分析対象データを区切る</b>方法、あるいは<b>報告・届出日が属する期間で区切る方法</b>が考えられる。</li> </ul>
集計・分析結果の公表はいつ行うか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 情報の適時性と正確性のバランスに配慮する必要がある。 「社会福祉法人の現況報告書等の集計結果（2022年度）」の公表では、2022年4～6月（2022年3月31日から3か月以内）に所轄庁へ届出が行われたデータについて、2023年3月に公表が行われている。これを参考とすれば、<b>報告・届出日の属する年度内での公表が目途</b>と考えられる。</li> </ul>